

# 仕様書

この仕様書は発注者が受注者に委託する道路清掃を行うにあたり必要な事項を定めたものであり、受注者はこの仕様書に従い、作業を実施しなければならない。

1 委託業務名 福岡市道路清掃業務委託（その1）

2 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 清掃区域 別紙1のとおり

4 業務内容

(1) 清掃方法

ア 定期清掃

① 清掃対象道路及び箇所

別紙1で指定された路線の歩道（街路樹帯を含む。）及び車道両脇又は中央分離帯（グリーンベルト）両脇を清掃すること。

② 使用車両について

各コースにつき、清掃車、散水車、ダンプ車の3台を使用すること。

③ 必要人員について

各車両の運転手に加え、歩道の掃き出し人員（以下、「清掃員」という。）として、各コースにつき3名以上を充てること。なお、運転手は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とし、事業者はその適合状況を確実に確認するとともに、安全運転の確保に努めなければならない。

一 無期雇用の自社従業員、または当該業務の遂行に必要な期間にわたり継続的に雇用される者（定年後の再雇用者等を含む）であること。

二 業務に必要な中型自動車第一種運転免許（準中型区分の車両のみの場合は、準中型）を有し、かつ運転実務経験が2年以上、またはそれに準ずる知識、技能を有していること（社内で定める従事に必要な安全運転の知識、車両構造に関する研修および実務訓練を完了）。

三 65歳以上の場合は、国土交通大臣が認定する適性診断実施機関が実施する適性診断を受診していること。ただし、受診時期については、以下のいずれかを満たしていることを要する。

（1）65歳に達した日以後1年以内であること。

（2）前回受診日から起算して3年以内であること。

四 過去2年以内において、重大な交通事故または交通違反（免許停止処分を伴うもの）がないこと。

五 健康診断等において、医師から業務に支障がないと判断された者であるこ

と。

④ 清掃方法について

歩道は、人力での掃き出し清掃を行うこととし、全ての清掃対象路線について、清掃員が歩行によりごみ等の確認を行いながら、掃き出し作業を行うこと。

また、車道両脇又は中央分離帯（グリーンベルト）両脇は、埃止め等のため、雨天時において必要がないと判断される場合を除き散水車で散水作業を行った後、清掃車で路面の清掃を行うこと。

なお、清掃で収集したごみはダンプ車にて、原則として当日中に、受入区分に応じ、清掃工場、資源化センター又は埋立場に搬入すること。

⑤ 作業速度の目安について

掃き出し作業については、清掃員 1人当たり、通常期は時速 1.8km 程度、落葉期（12月）は時速 1.5km 程度の作業速度を目安に清掃を行うこと。

清掃車での路面清掃については、時速 6～7km 程度の作業速度を目安に清掃を行う事。また、散水車での作業については、清掃車での路面清掃との間隔が広がりすぎないよう留意すること。

なお、作業速度については目安であり、路面状況やごみ量に応じ、適切に作業を行うこと。

イ 臨時清掃

定期清掃のほか、発注者が別紙 2 の様式により指示する区域の清掃を行うこと。なお、清掃方法については、原則、上記アと同様の方法で行うこと。

ウ 工場搬入路汚水対策

定期清掃及び臨時清掃のほか、6月から9月までの期間、ごみ収集車両から漏れる汚水を原因とする悪臭対策として、別紙 3 で指定された西部工場及び臨海工場の搬入道路において散水及び道路清掃を行うこと。

(2) 清掃作業日時

ア 定期清掃

原則として、2コースは午前5時から午後1時までの時間帯、7、9コースは前日午後9時から当日午前5時までの時間帯に作業を行うこと。また、受注者は各車両の運転手及び清掃員（以下、合わせて「業務従事者」という。）に対して労働基準法に定める必要な休憩時間を与えることとし、上記時間内に清掃が完了しない場合は、清掃が完了するまで引き続き作業を実施すること。なお、令和8年4月1日の7、9コースについては、当日午前0時からの作業とし、清掃が完了するまで作業を行うこと。

イ 臨時清掃

別紙 2 の様式により発注者が指示する時間帯に作業を行うこと。

ウ 工場搬入路汚水対策

6月から9月までの期間、以下の表のとおり行うこと。

場所及び作業内容	作業曜日	作業時間
西部工場（道路清掃）	日曜日	21：00～24：00
西部工場（散水）	月・水・金曜日	6：00～12：00
臨海工場（散水）	月・水・金曜日	5：00～12：00

ただし、散水については、工場の停止期間は除く。また、4-(2)-ウの表により作業日として割り振られた日であっても、西部工場は午前6時時点、臨海工場は午前5時時点で雨天の場合や、作業前の降雨により、作業開始前に既に路面全体が濡れた状態である場合は作業を実施しない。

### (3)休業日

定期清掃については、日曜日、盆休み（8月15日）、勤労感謝の日（11月23日）及び年始3日間（1月1日から1月3日）を休みとする。

## 5 作業用器材

業務の実施に必要な施設及び器材は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1)施設並びに道路清掃に使用する器材は、あらかじめ発注者の承認を受けたものを使用し、発注者の検査合格証を表示すること。
- (2)委託業務に使用する作業用器材は常に整備点検を行い、不備があつてはならない。  
また、常に清潔に保持すること。
- (3)受注者は業務従事者に対し、作業用器材の取り扱い及び操作方法について熟知するよう指導すること。
- (4)発注者が、受注者の作業用器材を点検し、不備と認めるものについては、受注者の費用負担によりその不備事項を速やかに改善すること。

## 6 作業方法

作業の実施に際しては、受注者は次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1)4-(1)ア及びウの清掃について、各月作業開始前に別紙4の様式に従った作業計画書を作成し、各路線について作業時間帯を定め、可能な限り定時清掃に努めること。  
なお、作業完了後は交通渋滞等に影響を与えないよう、速やかに帰社すること。

作業計画書については、各月の作業開始前に速やかに発注者に提出し、発注者の承認を得ること。また、計画に変更が生じた場合は、変更後の作業計画書を提出し、発注者の承認を得ること。

- (2)車両の運行にあたっては、道路交通法を遵守すること。
- (3)道路工事、その他清掃作業に困難をきたす事情があるときには、速やかに発注者に届出て、その指示を受けること。
- (4)各清掃は、作業開始地点、作業終了地点及び各コース各曜日に定めた4カ所以上の地点にて、作業前後に撮影した画像を電子データ（撮影日時入り）にて保存すること。
- (5)散水車での作業については、雨天時等において必要がないと判断される場合を除き実

施する。

- (6) 荒天、積雪その他やむを得ない事情により、委託業務を実施することが困難となったときは、その都度発注者に申し出て必要な指示を受けること。
- (7) 市民に対しては、親切丁寧に応対し、苦情を受けた際は、速やかに発注者に報告すること。
- (8) 作業にあたっては、通行の妨げなどにならないよう市民に配慮すること。

## 7 報告書の提出

- (1) 受注者は、4-(1)ア及びウの清掃について、各月の業務が完了したときには、別紙5の様式に従った完了報告書を、6-(4)の電子データを添付のうえ、発注者に提出しなければならない。また、ロードスイーパーのドライブレコーダーの映像について、発注者が求めた場合は閲覧できる体制を整えておくこと。なお、受注者はロードスイーパーのドライブレコーダーについては契約年度中保管し、6-(4)の電子データについては、契約年度開始から3年間保管すること。
- (2) 受注者は、発注者の指示による臨時清掃業務が完了したときには、別紙6の様式に従った完了報告書を、6-(4)の電子データを添付のうえ、発注者に提出しなければならない。また、ロードスイーパーのドライブレコーダーの映像について、発注者が求めた場合は閲覧できる体制を整えておくこと。なお、受注者は、ロードスイーパーのドライブレコーダーについては契約年度中保管し、6-(4)の電子データについては、契約年度開始から3年間保管すること。また、臨時清掃の期間が月をまたぐ場合は、月ごとに完了報告書を提出すること。
- (3) 受注者は、4-(2)-ウの工場搬入路汚水対策業務が完了したときには、別紙7の様式に従った完了報告書を、6-(4)の電子データを添付のうえ、発注者に提出しなければならない。
- (4) 受注者は、発注者から委託業務の遂行に関し必要な報告を求められたときは、これに応じなければならない。
- (5) 清掃曜日に変更の必要が生じた場合は、受注者は発注者に報告し、発注者の承認を得ること。

## 8 搬入施設

搬入施設及び搬入方法等については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 清掃ごみの搬入施設及び受入時間については、以下の表のとおりとし、搬入停止時間がある場合は各搬入施設の指示に従うこと。

	搬入施設	所在地	搬入時間
可燃ごみ	東部工場	東区蒲田 5-11-2	8:30～16:00
	西部工場	西区大字拾六町 1191	8:30～16:00
	臨海工場	東区箱崎ふ頭 4-13-42	8:30～15:30
不燃ごみ	東部資源化センター	東区蒲田 5-11-1	8:30～16:00
埋立ごみ	東部(伏谷)埋立場	久山町大字山田 1431-1	8:30～16:00
	西部(中田)埋立場	西区大字今津 4439	8:30～16:00

## (2) 搬入施設への運搬方法等

- ア 搬入施設へのごみの運搬は、できるだけ幹線道路を通行するものとし、本市が示す通行禁止道路は通行しないこと。また、指定経路を指示している場合は、その経路を通行すること。通行禁止道路及び指定経路については、別途指示する。
- イ 搬入施設の搬入時には、計量棟にて計量を行うこと。
- ウ 計量に際しては、本市が発行する計量カードを使用すること。
- エ 搬入時及び計量時には、他の収集車両等に注意するとともに、搬入施設の職員の誘導、指示がある場合は、その指示に従うこと。

## 9 計量カード

計量カード等の取り扱いについては、次の各号に必要な事項を定める。

- (1) 計量カードは、環境局が発行したものを使用すること。
- (2) 計量カードを破損・紛失した場合は、直ちに環境局に連絡し、再発行の手続を取ること。
- (3) 計量カードの登録重量等に変更が生じた場合は、直ちに登録内容の変更手続を取ること。
- (4) 不要になった計量カードは、速やかに環境局に返却すること。
- (5) 受注者は、計量カードを、当該業務以外に使用してはならない。

## 10 安全管理

道路清掃業務は、車両の運行及び機器等の操作を伴うため、受注者は、従業員に対し、常に労働安全の指導と向上を図るなど、安全管理を徹底すること。

## 11 連絡体制

連絡体制については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 受注者は、委託業務を統括する責任者を置かなければならない。
- (2) 責任者は、各日の委託業務の遂行中常時本市から確実に連絡が取れるようになるとともに、業務従事者に対し明確な指示ができる体制をとること。
- (3) 責任者は、業務開始前又は終了後に必ず業務従事者を集め、連絡事項・注意事項の周知徹底等を図ること。
- (4) 受注者は、各日の委託業務終了後や休業日における緊急連絡網を整備し、本市からの緊急連絡や清掃作業等に対応できる体制を確保すること。

## 12 労務管理等

労務管理等について、次の各号に必要な事項を定める。

- (1) 受注者は、車両の運転手に対し、各日の委託業務従事前後に、酒気を帯びた状態でないことを、並びに委託業務従事前に、運転免許証を携帯していること及び免許停止・取消し等の処分を受けていないことを必ず確認しなければならない。確認の結果、該当者があったとき、速やかに代替の運転手を手配し、当日の委託業務の遂行に支障のないようにしなければならない。
- (2) 受注者は、毎年定期的に業務従事者の健康状態を確認するとともに、業務従事時には、業務従事者の健康状態に留意し、委託業務遂行に支障があると判断される場合には、代替の業務従事者を用意すること。
- (3) 受注者は、業務従事者の労務管理等にあたっては、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法等の労働関係法規を遵守すること。

## 13 従業員教育等

従業員教育、研修等については、次の各号に必要な事項を定める

- (1) 委託業務実施前

委託業務開始日から直ちに適正な業務を履行できるよう、業務従事者に対し、

事前に以下の項目について十分な研修を行うこと。なお、その費用については、受注者の負担とする。

- ア 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の廃棄物関連法令に関すること。
- イ 安全運転に関すること。
- ウ 安全作業（機械操作、積み込み方法、清掃区域の確認、搬入施設での排出等）に関すること。
- エ 清掃作業の内容に関すること。
- オ 市民への応対に関すること。

(2) 委託業務履行期間中

委託業務履行期間中も上記の内容について、適宜、研修や指導等により業務従事者への教育を行うこと。

14 市民への対応等

市民応対等について、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 接遇等

本業務の公共性を十分に認識し、市民からの信頼を損なわないよう、服装、態度、言葉使い等、誠実な応対を心がけること。

(2) 休憩等の場所

業務従事者が、委託業務従事中に水分補給又は食事のため売店等へ立ち寄る場合には、業務の公共性に配慮すること。

(3) 受注者は、いかなる理由があっても、委託業務に関し、市民等から金品その他の物品を收受してはならない。

(4) 受注者が、市民等から委託業務に関する苦情等を受けた時は、受注者が誠意を持って対応すること。また、市民等から市政に関する苦情等を受けた時は、市の受付窓口を紹介すること。なお、苦情等に関する対応内容を、速やかに関係課へ報告すること。

(5) 委託業務の遂行に必要な場合を除き、私有地に立ち入らないこと。

15 交通事故等の措置

交通事故等の措置については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 受注者は、交通事故等が発生した場合は、関係者に対し、誠意を持って対応すること。また、交通事故の場合は警察署へ速やかに届け出ること。

(2) 人身事故が発生した場合は、直ちに環境局（収集管理課 092-711-4346）へ報告すること。なお、閉序時間帯においては、別途指示する緊急連絡先へ報告すること。また、人身事故以外の事故が発生した場合も速やかに環境局へ報告すること。なお、交通事故等が発生した場合は、必ず、別紙8の様式に従った自動車事故等報告書を提出すること。

16 地震、風水害等の災害緊急時

地震、風水害等の災害緊急時には、その都度本市の指示に従い業務を行わなければならない。

17 費用の負担

委託業務を履行するために要する費用は、すべて受注者の負担とする。ただし、本市の責任に帰すべき事由により生じた費用については、この限りでない。

18 その他

(1) 確認資料の整備及び提出について

業務委託料の支出にあたり従事者の勤務状況を確認するため、受注者の負担により出勤簿、タイムカード等の勤怠状況に係る書類を整備し提出すること。

(2) 現地調査について

業務委託の内容が適切に履行されているか確認するため、発注者が必要と判断した場合には、事前予告なく当該業務の履行に関連する受注者の施設等を現地調査することがある。この場合、受注者は誠実に応じること。

(3) 不正請求が発覚した場合の対応について

受注者が虚偽の書類の提出等不正な手段により業務委託料の支払いを受けたときは、契約書の規定に基づき違約金を支払う必要があるほか、競争入札参加停止等の措置を行う場合がある。

## 令和8年度 道路清掃路線一覧

# 令和8年度 道路清掃路線一覧

区分	コース	路線番号	対象路線名称	片道距離	頻度	実施日 ○毎週、△月2、□月1						
						月	火	水	木	金	土	
その1	7	6	那の津通り(「博多埠頭入口」～「千鳥橋」)	0.80	週2			○			○	
その1	7	14	大博通り(「呉服町」～南日本銀行前交差点)	0.28	週2			○		○		
その1	7	39	明治通り(「土居通り」～「呉服町」)	0.27	週2			○		○		
その1	7	41	「博多駅前4丁目」～キング博多店前(住吉5丁目4番)	0.33	週2			○		○		
その1	7	61	住吉宮前通り(住吉1丁目1番交差点～「住吉神社前」)	0.45	週1	○						
その1	7	69	「住吉中前」～清水3丁目19番北東角側交差点	0.29	週2		○		○			
その1	7	130	空港通り-福岡空港線(「空港口」～「稻城」～「空港正面」)	1.77	週2			○		○		
その1	7	139	別府比恵線(「稻城」～稻城橋(志免町境))	0.11	週2			○		○		
その1	7	191	「箱崎ふ頭西側入口」～「箱崎3」	0.71	週2	○		○				
その1	7	195	後野福岡線(「須崎公園南」～「対馬小路」)	0.70	週1						○	
その1	7	200	住吉通り(「柳橋」～「博多駅前4丁目」)	0.67	週2	○				○		
その1	7	202	「住吉神社前」～「住吉小前」	0.24	週1	○						
その1	7	203	「箱崎ふ頭西側」～「箱崎ふ頭西側入口」	0.45	週2	○		○				
その1	7	204	「箱崎ふ頭西側」～「箱崎ふ頭西側入口」[グリーンベルト]	0.45	週2		○				○	
その1	7	205	「箱崎ふ頭西側」～「箱崎ふ頭東側」	1.79	週2	○		○				
その1	7	206	「名島3丁目」～「箱崎ふ頭西側」[グリーンベルト]	2.80	週2		○				○	
その1	7	208	「名島3丁目」～「御幸公園前」[グリーンベルト]	1.94	週1				○			
その1	7	209	臨海工場搬入路(「箱崎埠頭中央」～「箱崎埠頭5丁目」～臨海工場)	1.30	週6	○	○	○	○	○	○	
その1	7	225	百年橋通り(「平尾」～「那の川四ツ角」)	0.68	週2	○			○			
その1	7	227	高宮通り(「平尾」～「野間四ツ角」)	1.44	週2		○				○	
その1	7	234	「高宮2丁目」～「高宮中前」～「日赤病院北」	0.52	週1						○	
その1	7	235	キング博多店前(住吉5丁目4番)～「美野島」	0.57	週2			○		○		
その1	7	236	竹下通り(東住吉歩道橋～「宮島」)	0.33	週2	○			○			
その1	7	237	大博通り[グリーンベルト](「築港本町」～「南日本銀行前交差点」)	1.03	週2			○		○		
その1	7	238	「美野島」～清美大橋～「住吉中学校前」	0.87	週2		○		○			
その1	7	239	大博通り[グリーンベルト](「南日本銀行前交差点」～「博多駅博多口」)	1.01	週2		○		○			
その1	7	240	空港通り(芙蓉別館西側交差点～「空港口」)	1.18	週2	○				○		
その1	7	241	空港通り[グリーンベルト](「東光2丁目」～「空港口」)	1.41	週2		○				○	
その1	7	244	住吉通[グリーンベルト](「渡辺通1丁目」～「博多駅博多口」)	1.56	週2		○				○	
その1	7	245	中比恵公園東側～百年橋通り	0.21	週2	○			○			
その1	7	246	都市高2号線側道(「豊1丁目」～「榎田」)	0.47	週2	○				○		
その1	7	247	都市高2号線側道[グリーンベルト](「豊1丁目」～「榎田」)	0.47	週2		○			○		
その1	7	248	都市高2号線側道(「豊2丁目10番」～「榎田出口」)	0.60	月1						□	
その1	7	249	百年橋通り(「那の川四ツ角」～「美野島」～「瑞穂」～「東比恵」)	2.33	週2	○			○			
その1	7	250	那の津通り[グリーンベルト](「那ノ津口」～「対馬小路」)	0.72	週2		○			○		
その1	7	251	水城下臼井線(「立花寺東」～今里バス停)	2.06	月1				□			
その1	7	252	国際センター及び国際会議場前道路[グリーンベルト]	0.54	週1			○				
その1	7	254	日赤通り(「那の川四ツ角」～「清水四ツ角」)	0.99	週2	○				○		
その1	7	344	那の川1丁目24番(日赤通り交差点)～那の川1丁目6番(那珂川筑肥橋)	0.65	週2		○			○		
その1	7	350	きよみ通り(「清水四ツ角」～清水3丁目19番北東角側交差点)	0.28	週2	○				○		
その1	7	366	「平尾駅入口」～那の川12丁目2番(日赤通り交差点)	0.67	週2		○			○		
その1	7	コース小計 片道距離			35.94		12.08	12.92	10.67	11.02	11.76	11.58
その1	7	うち月2回										
その1	7	うち月1回			2.66					2.06		0.60

## 令和8年度 道路清掃路線一覧

## 福岡市道路清掃業務（その ）臨時清掃 指示書

環 収 第 号  
年 月 日

(あて先)

住所

氏名 様

福岡市長

(環境局循環型社会推進部収集管理課)

福岡市道路清掃業務（その ）委託契約仕様書4-(1)-イの規定に基づき、下記のとおり臨時清掃を指示するもの。

記

1 目 的

2 作業期間

3 清掃区域

4 清掃距離

5 金 額

## 令和8年度 道路清掃業務(その1) 工場搬入路汚水対策 路線及び作業内容

場 所	対象路線名称	片道距離	作業内容	回 数
西部工場	高崎交差点～西部工場	0.62km	道路清掃	1日1往復
			散水	1日2往復
臨海工場	箱崎ふ頭中央交差点～箱崎ふ頭5丁目交差点～臨海工場	1.13km	散水	1日2往復
合 計		1.75km		

(あて先) 福岡市長

## 作業計画書

### 住 所

氏名

年 月 日

(あて先) 福岡市長

## 作業計画書

### 住 所

氏名

(あて先) 福岡市長

## 作業計画書

## 住 所

氏名

(別紙5)

令和 年 月 日

(あて先)

福岡市長

住所

氏名

## 完了報告書

下記のとおり、道路清掃業務（その ）を完了しましたので報告します。

記

( 月分)

清掃距離 (km)					ごみ 収集量 (t)
コース	コース	コース	コース	合計	
				0	

清掃車	別紙5-1のとおり
散水作業 (散水車)	別紙5-2のとおり
掃き出し作業 (ダンプ車等)	別紙5-3のとおり

検査年月日	年 月 日
検査所見	
検査員氏名	

(あて先) 福岡市長

## 完 了 報 告 書

### 住 所

氏名

(あて先) 福岡市長

## 完 了 報 告 書

### 住 所

氏名

(あて先) 福岡市長

## 完了報告書

### 住 所

氏名

## 福岡市道路清掃業務（その ）臨時清掃 完了報告書

(あて先) 福岡市長

年 月 日

住 所

氏 名

年 月 日付環収第 号で指示を受けた臨時清掃業務について、下記のとおり  
完了したので報告します。

記

作業期間			
清掃区域			
清掃距離	k m	ごみ収集量	t
金額			

検査年月日	年 月 日
検査員所見	
検査員氏名	

## 福岡市道路清掃業務（その）工場搬入路汚水対策（月分）完了報告書

年      月      日

(あて先) 福岡市長

## 住所

氏名

下記のとおり\_\_\_\_月分\_\_\_\_工場搬入路汚水対策業務を完了しましたので報告します。

記

### 1. 作業実施日数

- (1) 道路清掃
  - (2) 散水業務

## 2. 日毎実績

(別紙7)

検査年月日	年月日
検査所見	
検査員氏名	印

## 自動車事故報告書

令和 年 月 日

福岡市長様

住所

氏名

下記のとおり自動車事故がありましたので、報告します。

日時				
場所				
ごみの種類				
収集業者	運転手 (名字のみ)			
	同乗者 (名字のみ)			
	同乗者 (名字のみ)			
車両	ID		車両番号	
	車種			
損害状況	人的被害			
	物的被害			
事故相手方	損害状況	人的被害		
		物的被害		
備考				

